



農業のうごき

《編集・発行》

相模原市農業委員会
相模原市中央区中央2丁目11番15号
Tel 042-769-8292 (直通)



援農ボランティアによるナスの誘引作業 (中央区横山台)

援農ボランティアが人手不足に悩む農家を 手伝い活躍しています

市内にある農協では援農ボランティアを育成するための農業講座を開催しており、講座を受講した方々が農協を通して農家のところへ派遣され、農作業を手伝っています。

市内各地に設置されている農産物直売所で販売されるものをはじめ、さまざまな市内農産物の生産を援農ボランティアが支えています。

援農ボランティアの活用を希望する場合は直接農協にご相談ください。

お問い合わせ先

相模原市農業協同組合 営農センター
神奈川つくい農業協同組合 営農経済課

電話 042-762-4336
電話 042-784-9905

令和4年度相模原市優良農業者表彰

令和4年度相模原市優良農業者が決定され、他の模範となる農業経営や地域貢献に努め、本市の農業振興に貢献された次の方々に表彰状と記念品が贈呈されました。

 みづろき たかし 南区 溝呂木 孝氏 磯部 露地野菜・露地花き作経営	 とべ よういちろう 南区 戸部 陽一郎氏 相模台 露地野菜作経営	 まつもと てるひさ 中央区 松本 輝久氏 上溝 露地野菜作経営	 おたに かねこ 中央区 大谷 金子氏 水郷田名 露地野菜作経営	
 やまぐち ゆきお 緑区 山口 幸男氏 大島 施設野菜作経営	 ゆぎ まさよし 緑区 柚木 正義氏 元橋本町 露地花き作経営	 しぶや こういち 南区 渋谷 紘一氏 上鶴間本町		
 かとう みのる 南区 加藤 實氏 古淵 露地野菜作経営		 相模原市農協 青壮年部 麻溝支部 部長 しんなべ てつろう 南区 新鍋 哲郎氏 南台	 やまぐち こういち 緑区 山口 耕一氏 若柳 耕種(少量多品目栽培)	 かとう まさひろ 緑区 加藤 正博氏 牧野 耕種(少量多品目栽培)



熱中症は予防が大切 夏の農作業で心掛けること

- 1 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう
- 2 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう
- 3 熱中症予防グッズを活用しましょう
- 4 単独作業を避けましょう
- 5 高温多湿の環境を避けましょう

熱中症警戒アラート
を活用しましょう!

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。発表されている日には、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。詳しい情報は、環境省のホームページをご覧ください。



相模原市肥料・農業資材購入 緊急支援事業給付金の申請の受付を開始します

相模原市では、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、農産物の生産に必要な肥料や農業資材（諸材料）の購入価格が高騰し、経営が圧迫されている農業従事者の事業継続を支援するための給付金を支給いたします。

- 受付期間** 令和5年7月3日から令和6年2月29日まで
※予算の範囲内での支給となります。
- 支給対象者** 給付金の対象者は以下の(1)～(6)を**全て満たすもの**とします。
 - 令和5年7月1日現在、相模原市に住民登録（法人にあっては法人登記）がある者。
 - 令和5年7月1日現在、営農しており、今後も営農の意思があること。
 - 令和4年度分税申告（法人は令和5年7月1日の直前の事業年度における税申告）をした者のうち、農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書（法人）」により「販売金額」が15万円以上あることが確認でき、「肥料費」又は「諸材料費」の金額が確認できる者。
 - 神奈川県を除く他の地方公共団体から、地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用した肥料・農業資材（諸材料）の物価高騰等の影響を支援するための給付を受けておらず、今後も受けないこと。
 - 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
 - 代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。

給付金の額 令和4年分税申告の農業所得用の「青色申告決算書」、「収支内訳書」又は「決算報告書（法人）」の肥料費と諸材料費の合計額を基に、値上がり分を計算した額とします。

- 申請書類**
 - 「相模原市肥料・農業資材購入緊急支援事業給付金申請書」
 - 「誓約書」
 - 令和4年分税確定申告書の写し
 - (3)の附属書類である農業所得用の「青色申告決算書」の写し等
 - 振込先口座の通帳の写し等

市役所農政課と津久井総合事務所農政課津久井班に用意しています。

申請窓口 | 農政課（農政班）中央区中央2-11-15 市役所本館5階 電話 042-769-9233

農地を転用する場合には農地法による手続きを!!

農地転用とは? 農地を住宅や資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用途に転用することです。なお、農地の造成（土の入替）や農地を一時的に資材置場や駐車場等に利用する場合も転用になります。

農地を転用する時には、農地法に基づく許可（市街化区域内農地は届出）が必要になります。農地法の許可なく転用した場合や、許可どおりに転用しなかった場合には罰則があります。また、農地法のほかに開発行為、埋蔵文化財の調査、廃棄物の処理、土砂の埋め立て等の所定の手続きが必要になる場合があります。

なお、許可基準や手続きについては、お問い合わせください。

お問い合わせ先 | 旧相模原市域 農業委員会事務局 電話 042-769-8292
津久井地域 農業委員会事務局津久井事務所 電話 042-780-1406

農業者年金に加入しませんか

【農業者の方なら広く加入できます】

農業者年金で将来の生活の安定を考えませんか？



農業者年金の加入要件

- 年間60日以上農業に従事する
 - 国民年金の第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
 - 65歳未満の方
(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)
- ①～③の要件を満たせば、農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族、農業従事者、自営業との兼業農家の方も加入できます。

農業者年金にはメリットがいっぱい

- 積立方式・確定拠出型の安定した終身年金です。加入者の支払った保険料が将来の年金給付に使われます。
- 保険料は自由に設定（月額2万円から6万7千円までの千円単位）できて、いつでも変更可能です。
- 年金は生涯支給されます。また、80歳になる前に亡くなった場合には、ご遺族に死亡一時金が支給されます。
- 支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

一定の要件を満たす若手農業者には、保険料の補助があります

農業の担い手として頑張る世代を支援するために、認定新規就農者で青色申告者など一定の要件を満たす農業者に対して保険料の国庫補助があります。

- ポイント**
- ①最大1万円の国庫補助で、保険料2万円の積み立てが出来ます
 - ②保険料の国庫補助が受けられる期間は、
35歳未満の方は一定の要件を満たす全ての期間
35歳以上の方は10年以内の期間
} 通算して最長20年間となっています
 - ③自己負担分の保険料は全額社会保険料控除の対象になります

詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農協、または農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、法令に基づき、毎年市内の全農地の利用状況を把握するため、農地利用最適化推進委員等により、農地の利用状況調査を実施しています。

この調査の結果、「遊休農地」と判定された農地については、所有者に対して農地の適正な利用及び担い手への農地の集積・集約化を推進するため、利用意向調査を実施しています。

調査の際には農地への立ち入りやお話をお伺いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

